

那須塩原駅周辺まちづくりビジョン市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 那須塩原駅周辺まちづくりビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に当たり、公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民参画による開かれた市政を推進し、市民の意見や提案を反映するため、那須塩原駅周辺まちづくりビジョン市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、意見を述べるものとする。

- (1) ビジョンの基本的な方向性に関すること。
- (2) ビジョンのエリアに関すること。
- (3) ビジョンの時期に関すること。
- (4) その他ビジョンの策定に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、ビジョンの策定が終了するまでとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を総理し、懇談会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(解散)

第7条 懇談会は、ビジョンの策定が終了したとき、解散する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画部那須塩原駅周辺整備室において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。